議題1

総合相談窓口（ブランチ）の休止について

〔公開資料〕

令和８年度 第２回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和8年9月29日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

【議題1】

大正区大正西総合相談窓口（ブランチ）の休止について

○ 大正西総合相談窓口（ブランチ）の休止について

令和８年７月 21 日付け、社会福祉法人仁風会よりブランチ業務の受託辞退の申出があったことを受け、令和８年７月 23 日開催の大正区地域包括支援センター運営協議会において、ブランチ運営が休止となることが承認された。

【申出内容】

総合相談窓口（ブランチ）業務を実施するために必要な人員の確保が困難であるため。

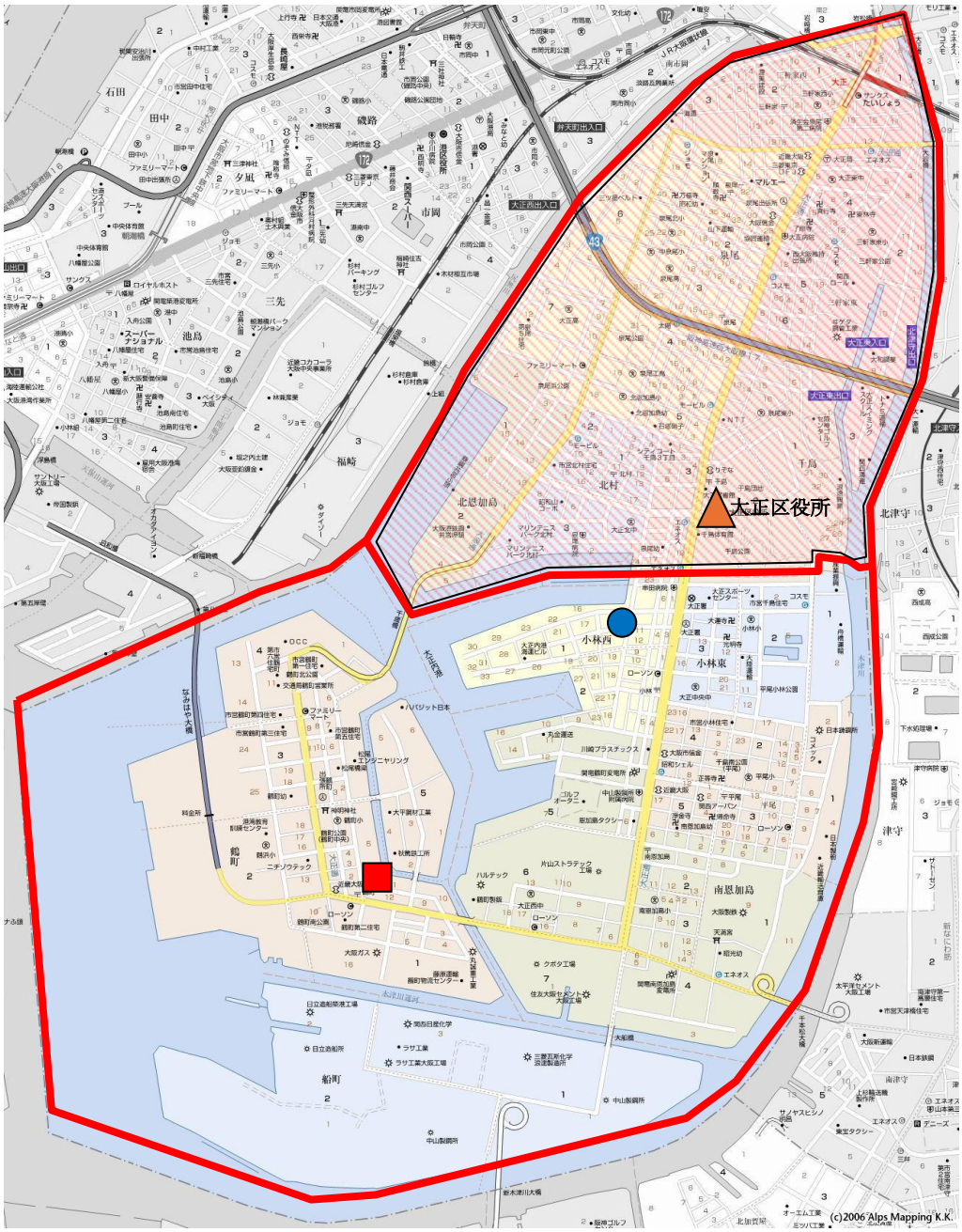
○ ブランチ休止に至る経過

・当該ブランチの相談員が令和８年５月１日から休職となる。
・当該ブランチは相談員１名体制で運営しており、施設内に他の職員はおらず、５月１日以降は、法人本部（東大阪市）職員が対応等を実施。
・職員の休職判明後、新たな職員の確保が見込めず、また、法人内部から適切な職員の配置することも困難であったことから、休止の判断に至った。

○ ブランチ休止に伴う対応

・社会福祉法人仁風会から大正区地域包括支援センターへの総合相談窓口（ブランチ）業務に関して、法人間で適切な引継ぎを行い、新たなブランチを設置せず、大正区地域包括支援センターが業務を担っていく。
・大正区地域包括支援センターへの来所が地理的に困難になると予測される地域は、必要に応じて訪問等により対応する。

大正区圏域



■ 名　　称：大正西総合相談窓口（ブランチ）
所 在 地：大正区鶴町 1－11－20
運営法人：社会福祉法人　社会福祉法人仁風会

● 名　　称：大正区地域包括支援センター
所 在 地：大正区小林西 1－14－3
運営法人：社会福祉法人　大阪市大正区社会福祉協議会